

令和6年度 第1回松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時：令和6年10月21日（月）10時～12時

会場：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

事務局

それでは定刻になりましたので、令和6年度第1回障害者計画推進協議会を開催いたします。開会に先立ちまして、福祉長寿部長の松本よりご挨拶申し上げます。

松本部長

皆さん、おはようございます。福祉長寿部の松本です。本日はお忙しい中、また寒暖の差が激しく、体調管理も気を遣う中ではございますけれども、令和6年度第1回松戸市障害者計画推進協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度、委員の皆様にご尽力いただきまして、この「まつど3つのあいプラン」を無事取りまとめ、公表することができました。改めて御礼申し上げます。

この計画の中でも、大きな目標ですと「自分らしく生きがいのある生活の実現」というものが盛り込まれていますけれども、土曜日に生涯スポーツの体験会というものが「ふれあい22」で開催されています。私も様子を見させていただきました。参加されていた皆さん、すごく楽しそうに参加されていて、良いイベントだったなと思っております。また来年2月にもということ聞いていますので、引き続きそういったものを進めていければなと思っております。

また、取りまとめただけではございますけれども、本日から今の計画の進捗状況をお示しするとともに、また次の計画に向けての議論という形になっていきます。ぜひ皆様からの忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それではここで、本日の資料を確認いたします。

事前に送付させていただいた資料を申し上げます。一つ目として、「会議次第」。二つ目、資料1「次期計画策定に向けての工程確認について」。次に資料2「継続検討事項の現状報告について」。次に資料3—1「野洲市における孤立・ひきこもり支援の取り組み」。続いて資料3—2「野洲市との質疑応答」。資料3—3「野洲市くらし支えあい条例」。資料4—1「各種施策進捗状況の報告について（指標値）」。資料4—2「各種施策進捗状況の報告について（各施策）」。

また、席上に当日追加資料として配布させていただいた資料を申し上げます。一つ目が「事前質問回答票」。二つ目が「重点項目意見提案リスト」。以上となります。資料に不足がある方は、事務局までお申し出ください。

2 新規委員挨拶

事務局

それでは続きまして、6名の委員が人事異動等に伴いまして変更となっておりますので、新たに委員となられた方に自己紹介をお願いできればと思います。お名前のほか、お仕事や活動内容など、一言お加えいただくと幸いです。それでは初めに石原委員、お願いします。

石原委員

初めまして。社会福祉法人松の実会 いぶき療護苑から来ました石原といいます。10月から人事異動がありまして、いぶき療護苑の五香から、第2いぶきの広場といまして、北小金で生活介護のほうで今、勤務しております。

今回のこの推進協議会には初めて参加しますので、いろいろ学ばせていただきながら、松戸市の障害施策のために頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

竹内委員

松戸保健所健康福祉センターの竹内でございます。8月1日からセンター長・所長を命ぜられましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

松戸保健所は、千葉県の設置いたします保健所、それから健康福祉センターの中では、最大規模の組織でございます。松戸市という大きな市を担当させていただいているということで、ほかの保健所よりもかなりアクティビティを高く実施しなければいけない一方で、力不足も否めません。そういった観点からも、皆様のご意見をいただきながら、業務の効率化などを進めているという段階でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山田委員

おはようございます。ハローワークでこの4月から所長をしております、山田匡彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、ハローワークのほうでは、障害のある方の就労支援ということではハローワークだけではなく、各関係機関の皆様、医療機関の皆様、今日ご出席の特別支援の先生方といろいろ連携しながら、今、就労支援を行っているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

松浦委員

おはようございます。矢切特別支援学校の校長をしております、松浦と申します。この4月に赴任いたしました。

おかげさまで矢切特別支援学校、今年度10周年を迎えております。知的障害の特別支援学校として開校いたしました。3年前、令和4年から肢体不自由のお子さんも通う学校になって、知肢併置ということで進めております。いろいろお勉強させていただきながら、参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

板花委員

松戸市子ども部の板花でございます。よろしくお願ひいたします。この4月より部長に着任いたしました。

本市の子ども部といたしましては、まずは虐待の防止ということを最優先事項として取り組んでおりますが、障害者関連施策といたしましては、最近非常に注目が高くなっております。発達障害の関係や、児童館にお越しになっている方で18歳過ぎた後もひきこもりが解消できなくて、大人になってからも支援が必要といった場合にも、子ども部のほうで対応しているケースもございます。

そういったことも含めまして、この協議会の中では、いろいろとお話しをうかがえればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

皆様、ありがとうございました。なお、4月より新たな委員として松戸市教育委員会学校教育部長である中坂委員が就任しましたが、本日は公務の都合により欠席であることを申し添えます。

続きまして、会議の成立について報告いたします。本日は中坂委員より欠席のご連絡をいただいているほか、小倉委員から途中入室または欠席となる旨のご連絡をいただいておりますが、委員総数過半数の出席があるため、障害者計画推進協議会条例第7条第2項の規定に基づき、本会議は成立することを報告いたします。

それではここからは、障害者計画推進協議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。川越議長、よろしくお願ひいたします。

3 議事

川越会長

それでは、これより私が議事を進行してまいります。まず、本協議会の公開につきまして、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議内容は議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、本日 7 名の傍聴の申し出がありましたので、これを許可させていただきたいと思っております。それでは、どうぞご入室ください。

(傍聴者入室)

議事 1 次期計画策定に向けての工程確認について

川越会長

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まず議事 1、「次期計画策定に向けての工程確認について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

はい、事務局です。それでは右上に資料 1 と記載されております、事前に配布しております A 3 の資料の用意をお願いいたします。

本日の会議は、次期計画策定に向けた初回会議でございますので、計画内容の整理と今後の策定工程を委員の皆様と共有したく、こちらの資料をお配りしました。

施策の概要等につきましては、既に昨年度までの協議におきまして共有している事項になりますので、こちらにつきましては簡単にお目通しいただくにとどめまして、本日は資料の下部「4 今後の策定工程」、こちらについて、私からご説明できればと思います。

まず、次期計画の計画期間が令和 9 年度から令和 11 年度となることから、来年度から令和 8 年度までが、集中的に計画内容について議論する期間となります。資料でいうと左側でございます工程表と、右側に併記しております各協議会内容整理、そちらを比較しながらご覧いただければと思います。

まず次年度、令和 7 年度の取り組みでございますが、こちらはアンケート調査を実施することによりまして、施策の課題を整理いたしまして、計画の骨子を作成することが次年度の主な取り組みとなっております。委員の皆様におかれましては、9 月に開催される協議会におきまして調査票案を事務局から提示いたしますので、こちらについて内容を精査いただき、皆様に合意をいただいた上で、10 月ごろから各種アンケート調査を実施する予定でございます。

予定の段階ではございますが、前回と同様に障害児・者、松戸市民、医療的ケア児、障害福祉サービスに関連する事業所、障害に関する関連団体、こちらを想定しておりまして、結果につきましては2月ごろに実施する会議にてお示しする予定でございます。

また、本日の議題にもなっておりますが、次期計画における重点項目、それと継続審議事項、こちらにつきましても並行して議論することといたしまして、障害福祉に係る課題を整理し、計画骨子の作成まで次年度に行う予定でございます。

令和8年度につきましては、計画骨子内容についてより深く議論を重ねた上でパブリックコメントを実施し、次期計画策定まで行う予定でございます。

事務局からは、以上です。

川越会長

ありがとうございます。この件につきまして事前質問はございませんでしたが、何かご意見ご質問はございますか。

通例3年間の1期の間を、このようなスケジュールでこれまでやってきているということですが、また次期計画策定がやってくるわけなんですけれども、ご覧いただくと分かりますように、令和8年10月頃に開催される会議体で、計画素案を提示することになるわけです。ですので、2年後の秋ごろには、もう素案ができていくということになります。

遡りますと、それより前にあと3回、今日以外に会議を設けることになっておりますけれども、この3回で具体的な議論をしていって、計画を整えていくというか、ほぼ骨格ができ上がったものにならなければいけないわけですので、これから先の3回が非常に大事になってくるっていうことは、お含みおきいただければと思います。

一方でこの会議体は、現状の進捗についても議論をしていく必要がありますので、両方の役割、次期計画をつくるという役割と、現在の施策の進捗状況を把握・検討するということと、両方にぜひご意見いただければと思います。

では、この件はよろしいでしょうか。

議事2 継続検討事項の現状報告について

川越会長

では続きまして、議事2「継続検討事項の現状報告について」、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

はい、事務局になります。お手元にお配りしております、資料2、「継続検討事項の現状報告について」と記載がございます、A4片面1枚の資料をご用意ください。

こちらは前回までの会議におきまして議論された内容であり、継続して議論している事項につきまして、現状報告としてまとめたものになります。事前送付資料であることから、詳細な説明は割愛させていただきますが、五つの事項について、継続検討事項ということでまとめさせていただきました。

概要を紹介させていただきますと、(1) 日常生活用具給付の支給要件の妥当性について(2) こども発達センターの診療体制について(3) 相談支援専門員の資質向上に係るアンケート調査結果について(4) 松戸クリニック閉院後の状況について(5) 地域自立支援協議会における事例検討の状況についてとなります。

各種現状報告の内容につきましては、表の右側にまとめておりますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。事務局からは以上です。

川越会長

ありがとうございます。本件につきましては、1 件事前質問をいただいております、事務局より各席に当日資料として事前質問の一覧が配布されております。この事前質問の内容も含めまして時間の許す範囲で、当日のご質問も受けつけをしながら議事を進めていきたいと思っております。ご発言の際には、マイクのボタンを押して、名前をご発声の上、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、事前質問を出ささせていただいたのは川越からでしたので、資料の1 番をご覧くださいいただければと思います。前回、澁川委員からご質問いただいて、このことの総論的な議論までやった。近隣市ですとか、先進的な取り組みをしている市町村の実態を把握して、報告してほしいということで、前回は会議を終えたかと思っておりますので、現状報告をいただいたところです。

回答いただいた内容もあるんですけども、頭の整理をしますと、結局お示しいただいている船橋市ですとか、我孫子市のことも書かれておりますけれども。つまり、先天的な疾患に限定するというふうに解釈するのか、柔軟に考えるのかっていうことだったり。別途、人工肛門をつけている方というのは、もちろん先天的ではない病態の方が含まれているのは明示されているわけですけども。その辺をどのように考えるのかということであったり、年齢も例えば「等」という言葉であったり、幼少時に発生した事案のことを言うのだというような、柔軟な考え方もあり得るのかなあというふうにお見受けします。

もちろん、他の市町村もまた、いろいろなバリエーションがあるのかもしれませんが、松戸市としてどのように考えるのが良いかというところを、もしご意見ありましたらお聞かせいただければと思います。澁川委員いかがでしょうか。

澁川委員

はい、ありがとうございます。

ちょっと専門的なところは分からないのですが、例えば紙おむつを必要としていらっしゃる方というのは、様々な原因があるというのは分かっていますが、それが例えばその病気によって区別されるとか、そういうことがちょっと疑問に思ったので、質問させていただいたわけです。

一生紙おむつをつける方が、障害のある方でいらっしゃるということをちょっと考えますと、それによって一生負担がのしかかってくるということは、結構な重荷ではないかと思ひまして。ちょっと専門的なことは言えないので申しわけないんですが、そこら辺を疑問に思っております。

近隣市の事例を拝見いたしまして、「あ、それはこういうことなんだ」というのは分かりましたが、引き続き当事者の意見なども聞いていただきたいと思っております。

以上です。

川越会長

ありがとうございます。その他の委員の皆様から、ご意見はございますか。

例えば介護保険の場合には、要介護度の程度に応じて支給するというような論理で構成されている政策があるわけです。例えば、悪性腫瘍の終末期の患者さんが、おむつが必要になる場面もあるかもしれません。ただそれは、ごく生涯において短い期間、確かにそういう状態が必要な方もいらっしゃるかもしれませんが、短い期間ということになるかなと思います。そういう意味では、澁川委員ご指摘のように、生まれ持って、もしくは非常に幼少の時期から障害が重度であって、長期間に渡って必要になるということですね。おむつに限らず、さまざまなご負担があるわけでしょうから、どんな手立てをして差し上げるのが市民にとってよかろうか。

もちろん、予算や財源は限りもありますので、何でもかんでもということにはできないにしても、どのように支援するのが公平なのか。そして、この他市の例でも「等」という言葉であったり、「準じる」というような解釈の仕方をしている市町村があるということをお示しいただいたわけです。

改めて市としてどのように今後、検討を進めていくかということをお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

事務局より、回答をさせていただきます。

川越会長のおっしゃるとおり、幅広くいろんな対象の方がいらっしゃるし、澁川委員のおっしゃるとおり、重度のステージの方でも必要な方もいらっしゃるし、身体障害の方でも必要な方もいらっしゃるし、同じ病気でも必要じゃない方もいらっしゃる。そういうところもありますので、他市の状況を見つつ、また対象を拡大するに当たって、どれぐらいの方がいるかというところの把握もしていきながら、引き続き検討し

てまいりたいと思っております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。他市のどのぐらいの方を対象にするのか。例えば知的の方まで含めると、すごい数になってしまうかもしれないので、やはり、より障害の重い方とかですね、何かしらの枠組みを決めたほうが現実的なんじゃないかと想像はいたします。

実態を把握していただくのもありがたいことなんですが、難しいことをしなくても、例えばこの船橋市・我孫子市の場合にどのぐらいの出現率があるのかというのは、もう実数として支給実績のデータがあると思いますので。これはごく簡単に、情報をいだけさえすれば把握できる。割合で把握することはできるんじゃないかと思います。ですので、調査にさほど大きな手間や時間をかけることもなく、例えば来年度から新しい運用の仕方について、検討していただくことができるのではないかなと思います。が、いかがでしょうか。

事務局

この場ですぐ来年度からというところは、お伝えは難しいところではありますが、引続き検討していきたいと思っております。

川越会長

ありがとうございます。ぜひ、そのような方向で進めていただければと希望します。

このことが物すごく重要案件だからここで取り上げたということよりはですね、この会議体で委員の皆様からいただいたご質問なり問題提起について一つ一つ、そのことの軽重はあるかもしれませんが取り上げて、他市の例を、この場合で言えば把握をしたりして、松戸市ではどんなことができるのだろうかということを考えて、議論したことはちゃんと施策に反映されるんだということの1事例として大事な例ではないかと思います。このことに限らず、委員の皆様方ぜひ、ご意見いただけましたら必ず取り上げていきたいというふうに思っております。

その他、この「継続検討事項」の部分につきまして、ご意見はございますか。では、先に進めさせていただきます。

議事3 不登校に係る他市取り組み状況の報告について

続きまして議事3、「不登校に係る他市取り組み状況の報告について」。

これは前回、宿題を出させていただきました。志田委員から詳しいご資料もいただいておりますので、ご説明よろしくお願いたします。

志田委員

市民公募の志田です。お時間が限られていますので、早速説明に入らせていただきます。

野洲市は人口5万人程度、琵琶湖の南側に位置する市であります。市民生活相談課の業務体制内容としては表のとおりで、現在12名の職員が平均1日7名で、FPの資格者や社会福祉士さんといった方が業務されている状況となっています。

不登校支援についてなんですけれども、取り組みの差、また困難さ、組織化の困難さがありまして、卒業後消息不明となることがあり、家族で過ごし、ひきこもり状態の長期化が問題視されています。

このことから、義務教育後支援が途切れ、所在がわからなくなり、アフターフォローができなくなるという現状があり、市では不登校生徒移行支援会議を設置することにしました。この中で、個人情報支援会議の活用をもとに、他機関との連携と情報共有をしています。

この支援会議の活用というところなんですけれども、市は平成28年に野洲市くらし支えあい条例をつくりまして、そのあと、生活困窮者自立支援法が法律化されます。そのときに市のくらし支えあい条例の中で、生活困窮者という位置づけが、「地域社会から孤立した、その他生活上の諸問題を抱える市民」と位置づけられ、経済的困窮だけに限らないということを謳っていることから、この支援会議の3番になりますけれども、「情報の交換及び検討を行うたびに必要がある認められたときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」という法律をもとに情報共有が可能となり、また本人の同意なしにこの情報の共有が行えるということで、支援が進められています。

次に行きます。重層的支援会議なんですけれども。この表の上の左側、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」。その隣の「生活困窮者等のための地域づくり事業」と、表の下のグレーがかったところの「参加支援事業」というものが、社協さんに委託している事業でございます。これは、生活困窮の相談支援所の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、地域づくり・参加支援・相談支援に向けた事業を一体的に実施しています。これを総括しているのが、市民生活相談課となります。

不登校支援に戻らせていただきますと、5W1Hに沿って制度を整理しています。年に2回、8月・2月に移行支援会議を行ってまして、中学3年生の卒業時点で30日以上欠席が認められる生徒、またその後も継続されることが予想できる生徒の情報共有と、移行支援の確認をする場です。

その方たちもひきこもりにならないように、義務教育終了後の移行支援のあり方を検討するということ。また、この「どのように」という所に書かれてある課が、それぞれ話し合いに参加されています。

野洲市の不登校の現実としては、令和5年、中学校が3校あるんですけど、1,500人で98件という数字が出ていまして、パーセンテージが6.84%で全国平均並みとなります。この会議に、各学校3校から10人程度の生徒が選出されるとお聞きしています。この下の表ですが、野洲市には高校は一つしかありません。県立高校が一つなんですけれども、この不登校の子はもちろん、発達障害で特別な支援が必要とされる子、また中途退学した子、また元気がよすぎてルールが守れない生徒、また社会的自立のために支援が必要な、自分から助けを求められない子ということで、そういう子たちがピックアップされて、この調整会議が行われています。

その次に行きます。市と県に関する協定書です。将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援を図ることが目的で、それぞれの役割に応じた適切な対応措置を講じるため、計画的に情報共有を連携して行ってくださいといった内容が書かれています。

ここから、ひきこもり支援となります。ひきこもり支援チームの表が、滋賀県の表がここに書かれてありますけれども、野洲市ではこの専門家チームに加えて、警察署・社協・自治会長・精神科ドクターを含めた、定例の支援調整会議が月1回行われており、そのひきこもりにピックアップされた方のプラン評価、修正、適切な支援がされているのか、人材は関わっているのか、どこの課がどこまでやるのかといったことの、仕事内容まで明確にしているということです。

それ以外にも、ケース別の支援調整会議という研修がありまして、その中で、先ほど言った不登校生徒移行支援会議というのも8月・2月に入ってきます。その他の10回は、関連する課が精神疾患やひきこもりの勉強をしたり、家計の見直し、死後の事務処理など、多岐にわたる研修をやることで、職員さんたちの「私がやるんだ」という意識を高め、また知識も向上していくということでした。

自立支援事業についてです。この上の段の四角、四つのグレーの部分で、市役所はもちろん、この法律家・専門家というところで、毎月調整会議をする中に弁護士さんが加わってくれています。例えば、市民から離婚問題。「どうしたらいいか」なんていうようなことがあれば、「じゃあ来月の定例会議で、オンラインで相談をしましょう」と、その調整会議の中でオンライン相談と言うことが行われているそうです。そのほか地域の関係機関、また社協さんとの協力は、とても重要になってきます。

下の薄いグレー部分ですけれども。学習・生活支援事業と、やすワーク、就労準備支援事業というところについての説明です。

子どもの学習・生活支援事業については、NPOさんをお願いをされていて、生活困窮世帯の子ども、中学校1年生から3年生、また本事業を卒業した高校生の子が対象となっています。コミュニティセンターを活用し、原則週1回・夜間に開校されているということで、「YaSchool (やすくーる)」と呼ばれています。このYaSchoolの始まる前や休憩の間には、「おにぎり隊」と呼ばれるボランティア団体が来まして。米農家さんからの寄付をいただき、それをおにぎりにして、みんなで同じものを食べるといった

ことも行われていました。このほかには、文房具やお水といった寄付もいただいているということです。

次に就労準備支援事業についてです。これは社会との関わりに不安がある方に発達支援センターとの連携で行われています。就労体験利用を行い、就労自立に関する支援を計画的に行います。さらに一般就労に向けての支援は、就労支援事業であるやすワーク（ハローワーク）の機能を活用し、連携して提供しています。この一般就労に向けての面談時の、靴やスーツなどの貸し出しといったことも、細かいサービスで行っていることがわかりました。

最後になりますが、断らない相談体制ということで、支援をつなぎ合わせる。この図の示したとおりです。日ごろから連携し、包括している現状が伺えます。市民が「助けて」と、家庭や家計や仕事、その他の問題を一番初めに相談課に持ってきますけれども、結局、結論的に一番得られるものは「心理的安心だ」ということで、アンケート結果が出ていました。

私と関わっていただいた野洲市の職員さんが言ったことで2点、ちょっと心に残ったことがあるんですけども、とにかく最後まで関わり続けてくださいということです。現在、2週間に1回から年に1回、関わり続けている市民、伴奏支援している市民が600人いるということでした。

終結という定義を聞きましたら、「親離れ、子離れ、また一人暮らしが、精神的・経済的に可能となるまでです」ということでした。

二つ目。近江商人の教えである、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の三方よしの精神をもとに、「商いはみずからの利益のみならず、買い手の利益。さらには地域社会の発展、公共の福祉の増進にも貢献する。建設的な関係で進められることが問題発生を予防するとともに、市民の自立と地域社会の健全な発展を促進します」と、力強くおっしゃっていたことがとても心に残りました。報告は、以上となります。

事務局より何か修正や追加があればお願いしたいと思います。

事務局

次第の内容につきましては、志田委員より説明がありました内容のとおりとなっております。本日、事前配布資料としまして皆様にご提供しました、野洲市におけるひきこもり支援の取り組みにつきましては、野洲市の担当課である市民生活相談課様より公開のご承認をいただいているので、この場でお知らせしたいと思います。

以上となります。

川越会長

志田委員、ありがとうございます。まず、これだけ分厚い情報収集をいただいたり、資料をご用意していただいてご説明いただいたことに感謝申し上げます。中々

ないことだとは思いますが、せっかく前回大事なご質問をいただきましたので。

本当に全国どこでもそうですけれども、松戸市においても不登校問題ですとか、ひきこもり問題というのは、非常に心配が増しているというところだと思います。それで、この先進的な事例と言われている、野洲市の現状を教えていただきまして、大分その一端が分かったかなという気がいたします。ありがとうございました。

せっかくですので、この件につきましても議論をさせていただきたいと思います。1件事前質問として、川越から出させていただきます。それに限りませんけれども、委員の皆様方のご知見もお持ちかと思っておりますので、ご質問・ご意見大歓迎ですので、後ほどお聞かせいただければと思います。

とにかくこの野洲市が、非常に分厚い体制をとっていらっしゃることは分かったんですけれども。人口規模も大分違いますので、野洲市と同じようなことがにわかに行けるといえるわけにはいかないと思いますけれども、このエッセンスといいますか、どこを松戸市として参考にしたり、取り組みに着手することができるだろうかということ、ぜひ議論したいと思っております。

ご質問させていただきましたのは、松戸市のまず実態はどんな状況なのかということです。すでに公開されている資料を見ますと、中学生の令和5年度の不登校は、これは30日以上のご定義でしたかね、647人という数値が報告されているようです。中学3年生がどのぐらいいらっしゃるのかなというふうに思いました。そして、その方々がもうすでに卒業していらっしゃる状況なわけですけれども、卒業後に高校等に進学しなかった生徒さん、就労がない方が、どのぐらいいらっしゃるのか。高校等に進学したものの、その後また不登校傾向にある方というのが、どのぐらいいらっしゃるのかなというのが気になりましたので、そのようなものをまずは把握して、支援が必要であれば、必要な支援を届けるというようなことから取り組むのが良いのかもしいないと思いたしましたので、このようなご質問をさせていただきました。

いただいたご回答で分かったこととして、中学3年生の割合が3分の1ということは、およそ220人とか210数名ということになるのかなと思いました。それから、進学率が99%で、この差分を見ますと、35名の方が進学していないということなのだろうと思います。ですので、まずその35名の方がどうなっているのだろうかとか。高校等に進学した、残り不登校傾向にあった方が180名ぐらいいらっしゃるのかもしいませんが、この方々が現在どのようになっているのだろうかというところかなと思いたしました。

いただいたご回答として、スクールソーシャルワーカーさんを通して、児童家庭支援センターや基幹相談支援センターにつないでいただいているということが分かりました。それから、県立高校に進学した方について、市からスクールソーシャルワーカーに引き継ぎを行っているということが分かりました。

追加的にお尋ねしたい点としまして、全部で 210 何名、220 名とかの不登校傾向のお子さんがいらっしゃるんだと思いますけれども、この方々のうちスクールソーシャルワーカーさんが関わった方は、つないでいただけているということなのかなと思いますけれども、そうでない方々もいらっしゃるのだと思いますけれども、その方はどうなっているのかなという点でありますとか。市立高校、そして私立高校、もちろんいろんなところに進学していらっしゃるかと思しますので、その他の学校とどのように今後支援ができていけばいいのだろうか。児童家庭支援センター・基幹相談支援センターの果たす役割も含めまして、議論ができればと思います。

事務局から、追加のコメントはございますでしょうか。

事務局

松戸市教育委員会児童生徒課です。

本日は、ご質問ありがとうございます。川越委員のご質問に関して、教育委員会児童生徒課としてお答えさせていきたいと思っております。確かに松戸の教育等で数値を見ていただいたら結構なのですけれども、進学した子、そして就労した子を除くと、卒業した市内からの中3生ですと、32名が卒業の段階では進路が未定という状態になっております。

ただ一方、これは集計の対象外になってしまうのですけれども、32名が全員不登校というわけではなくて、志田さんが先ほどおっしゃられたとおり、いろいろな事情で学校に来ていないという状況です。ただ、会長のおっしゃるとおり、多くがスクールソーシャルワーカーのケースになっておりまして、スクールソーシャルワーカーのケースだったものについては、関係機関のほうに伝えているという現状でございます。

中々そうでない方ということで、いわゆる社会とつながっている方、例えば4月以降に進路が決まる方とか。これは自分の経験則なのですけれども、何名かは留学等で、行く国によっては秋入学になったりということで進路が未定となった。そういう方は特に大丈夫だと思うのですが、これは多分、市役所全体の問題だと思うのですけれども、何らかの事情で、あまり行政とは関わりたくないというご姿勢をお示しいただく方については、中々私どもも子どもの安心とか安全を守る立場ですので、最低限の確認をさせていただくというところにとまってしまうので、そういう方もいくらかいらっしゃる現状ということは、あると思います。

それから、市立高校につきましては、私どもの回答が非常によくなくて申し訳ありませんでした。市立高校については、本市のスクールソーシャルワーカーが対応していますので学校と連携があつて、必要なケースについては都度ケースワークということで対応させていただきます。以上、補足説明とさせていただきます。

川越会長

ありがとうございました。委員の皆様、ぜひご意見ございましたら、お聞かせいただければと思います。では、佐塚委員。お願いいたします。

佐塚委員

佐塚です。この資料を見て意見というよりは、ちょっとお聞きしたいという感じなんですけれども、成人期のところ。学校に通っているときは、皆さん本当に大丈夫だと思うんですね。ソーシャルワーカーの方とか、そういう方々が支援に入れる。みんなの目が行き届くというところがあるのですが、やっぱり高校を卒業した以降の人たちの、ここにも「支援ができない」と書いてあるのですけれども、松戸市もそのようになるのでしょうか。

川越会長

今のご質問にだれが答えるのかは分かりませんが、伺って思いましたけれども、実際に18歳以降に何ができるのかというと、より難しい話のような気がしますし、これはもっと言えば「8050」の「50」の人に何ができるのか、もっと難しい問題です。

でも、その方が松戸市に6,000人もいらっしゃるという推計にはなるわけなのですが、とてつもなく大きな話だと思います。ですので、気になるのは分かりますけれども、まずは15歳のところでキャッチをして、これから「8050」に35年後になるみたいなことは避けられるよう、少しでも減らしたら良いのではないかという気はしますが、いかがでしょうか。

佐塚委員

ちょっと先走りましたね。すごく気になる人が自分の身近にいたもので、その人がやっぱり置き去りにされていて、家族も手を出せない、周りの人たちも声もかけられないという状況を見ていたもので、そこに頭が行ってしまいました。すいません。

でも、その段階で、やっぱり15歳までの間にいろいろなことができるというのは、すごく大切なことだと思いますので。でもその人の場合は、15歳と高校まではちゃんと行ったのです。高校卒業してから全然、人との関わりがなくなってしまったというケースもあるということだけお知らせしておきます。以上です。すいません。

川越会長

では竹内委員、お願いします。

竹内委員

もしかしたら、保健所が関わらなければいけないケースかなというふうに思いまし

た。仮に精神領域、精神保健とか精神福祉の領域であれば、保健所がやることは結構多いと思います。その中で、この地域の状況について簡単に説明させていただくと、一つは警察が関わるようなケースで、強制的な措置が行われるケースは、人口当たりではこの地域は少ないのですね。それは行き届かないからというわけではなくて、実はリスクがある人に関しては事前に把握されていて、ある程度ケアがあるので、何かあったときにも必要な医療などに簡単に移行することができるというような状況になります。

ですので、そういったことをサポートすることができる保健師であったり、ワーカーであったりがありますので、そういったところに上手につないでいくということができるといいのかなと思いますし、警察官も非常にこの地域の人たちは優しい人が多いというような印象がありますので、そういったところを上手に利用する必要があるかなと思います。

一方、地域で例えば、子供のころから把握されている方がおられる一方で、この地域の場合はどうしても、広域で流入して来られる方がおられると思います。そういった方に対してどう対応すればいいのかというようなことが、問題になっているというような事情があります。いずれにしろ、学校で十分に把握できなかった人たちについても、リスクがある方に関しては社会が見ていくという仕組み。少しずつ協力させていただきたいと思いますので、何かありましたらご相談いただければ、ご相談の窓口としての保健所は役に立ちますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐塚委員

どうもありがとうございます。

川越会長

竹内委員、心強いお言葉、ありがとうございます。この野洲市の資料、いただいたものでも、滋賀県ですとか警察署もコミットしていただいているということで、非常に心強いことだなと思います。

事務局に、もう少し追加でお聞きしたいのですけれども、松戸市はスクールソーシャルワーカーも非常に力を入れているところかと思いますが、今10数名いらっしゃるということでしょうか。その方々が不登校傾向の生徒に、どのくらい担当といいますか、ひもづいている状況なのでしょうか。

事務局

スクールソーシャルワーク事業なんですけれども、今、松戸市は先進的に進めさせていただいておまして、市内全域を5拠点で18名のワーカーのほうで対応させていただいているところでございます。やはり相談件数を精査していきますと、川越会長

もおっしゃったとおり、もちろんハンディキャップをお持ちの方の伴走であったりだとか、そういったケースもあるのですが、不登校にかかわる相談件数というのも非常に多くて、昨年度の延べ相談件数が1万5,000件ほどあって、人数が810人なのですけれども、ちょっと詳細な資料を持ってきていないのですけれども、おおむね30%~40%が、不登校に関わる相談ということで受けておりますので、SOS だったりとかして、こちら側、行政側の声掛けに応じていただいているご家庭については、積極的に関わっているというような現状でございます。

スクールソーシャルワーク事業に関しましては、今後とも市内全体を見ながら、拠点の整備や人員の配置をここ数年繰り返しておりますので、もう少し充実するような形で市内全域を見ていく、事業を進めていく予定としております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。かなり分かりました。そうしますと810人、昨年度ご相談にいらっやって、その4割がもし不登校の方だとすると、320人ほど。つまり、昨年度の不登校傾向のある生徒さんの半分ぐらいに関わってくださっているという感じがすね。そうしますと、残り半分の人も含めまして、どのように把握し得るのか。それを例えば1点目として、卒業時点でどこにもつながっていない32名ですか。そんな方から着手するのがいいのかなと思いました。

この点については子ども部でも、居場所の新しい課をつくったりしてらっしゃると思いますが、何かコメントをいただけますでしょうか。

板花委員

今、ひきこもりというテーマで資料をお見せいただきまして、冒頭でもちょっとお話ししましたが、やはりお子さんの環境が変わるところで支援が切れてしまうといった声が今まで非常に多くて、そこが課題であるということで、子ども部といたしましてはそういったところに取り組みをしていきたいというふうに進めているところでございます。

冒頭でお話した事例ですが、学校に行っている間は学校のケアがありましたが、18歳を過ぎたあたりからどこにも所属がなくなってしまう、もともと児童館に相談にお見えになったお子さんだったのですけれども、どこも行くところがなくなってしまうということで、年齢も20代後半ぐらいの方だったのですけれども、行き場がなくて児童館に相談をしているなんてケースもあります。そういったところの相談体制というのを、市全体の中で考えております。

あとは、ひきこもりと直結はしないのですが、先ほど教育委員会のほうでいろんな体制、スクールソーシャルワーカーも含めて、また学校に行けるというような支援をしている。いろんな拠点を使って、そういったことをしている、進めているというお

話があったのですが。子ども部でも様々な居場所がありまして、児童館のような居場所もあれば、中高生の居場所、東松戸にできた拠点もあり、そういったところでお子さんとの自発的な取り組みというのを非常に尊重して進めております。

その中での事例の一つなのですが、やはり不登校になってしまっているお子さんが、学校には行けないのだけれど、状況によっては、少し出て来たいというようなお話もあり、同じ境遇のお子さんと触れ合うことで、少しでも前に進んでいきたい。学校までは中々行けないけれど、他と接点を持つことで社会に出て行くことも考えたいという、お子さんの自発的な声があって、そういった取り組みを我々が応援していきたいと思って、まだ事業化はできていないのですが、そういった「お子さんたちのサロン」みたいなものができたらいいなと思っています。

当然ながら教育委員会も、その後の部分で連携を取っていただきながら、先ほど会長のほうからも、お話がありましたとおり、将来的に連鎖でどんどんつながっていってしまうということをなるべく解消するために、なるべく早い段階で接触をして解決に向かった支援ができればと思っています。

そういった取り組みを今、中々全部ができていないところなのですが、そういった考えに基づいて進めようと思っているところでございます。以上です。

川越会長

心強いお話、ありがとうございました。まさに子育てに最も力を入れている松戸市ですので、分かりやすい課題としまして、このような不登校のお子さんがゆくゆく社会で活躍していただくほうが、国全体にとってもいいこと間違いのないことないわけですので。そこをいかに包摂できるのかということ、継続して議論させていただきたいと思います。

では藤井委員、お願いします。

藤井委員

この資料の中にもある基幹相談支援センター、中央基幹相談支援センターCoCoの藤井です。

基幹相談支援センターに相談に来るケースというのは、中学校の卒業を機会にということよりは、不登校傾向があつて、何らかの障害が疑われるんじゃないかというケースについては、もっと早めにスクールソーシャルワーカーさんからご相談があつて、教育の部分と障害福祉の部分で調整ができないかとか、何らかのサポートができないかとかということのほうが圧倒的に多いと思います。ですので、義務教育が終わって、中学校を卒業して、「行き場がないんです」と言つて、スクールソーシャルワーカーさんが見つないでいただくケースは、あんまりない。逆にそういう心配がある方は、中学校在籍時にそういうご相談は事前におうかがいしていくというケースのほうが、圧倒

的に多いかなというふうに思います。

それから、高校に進学されたあと、行けていなかったり中退されたりというケースについても、学校さんからご相談はかなり来ています。いわゆる不登校と言われている方々についてのご相談も、かなりの数は来ています。障害の分野の相談支援のほうでも、スクールソーシャルワーカーさんとの意見交換を以前させていただいたこともあって、どうやってつないでいくかとかというのは、今後の課題かなと思いますけれども。

ただ、基幹相談支援センターは基本的に年齢は関係ないので、18歳になって高校卒業する年になったから、基幹センターは関わりませんというわけではないので、継続的にご相談をうかがったり、支援していただいたり、それから障害分野だけではなくて、今ここにも出ていた例えば就労をサポートしてくれているようなところについてもご紹介をしたり。

もし必要であれば、一緒に同行させていただいたりという支援も、全ケースでやりますよとは言えないのですが、必要に応じて、そういったサポートもさせていただいたりというケースがあります。これは中央だけでなく、市内3カ所に設置されているそれぞれの基幹相談支援センターでも、恐らく同様のサポートの体制でやっていると思います。以上です。

川越会長

ありがとうございました。重度といいますか、何らかの診断名がついたり、福祉の支援が明らかに必要だという方は、先ほどの竹内委員からいただきましたように、保健所も基幹相談支援センターも関わって、当然、分厚く支援していく対象者ということになるかと思います。ただ、不登校の方は全員が障害者というわけではありませんので、全く健康に問題がない方。それから何らかの課題、もしかしたら発達の課題等をお持ちの方。そして、明らかに診断がつくような方がいらっしゃるかと思いますので、それぞれのセクターごとに異なる対応なり戦略を考えていかないと、対策が打てないんじゃないかなという気はいたします。

ですので、例えば全く健康には問題はないけれども、生活困窮がその世帯にとって色濃く影響して、その結果として不登校という表現というか状況になっているという方には、もちろん生活困窮の対策ということになるかと思いますが、何らかの発達の課題はお持ちだけれども、ご自身で気づいていなくて、成人してからあとでそれが診断に至ったという例も確かに存在するんだと思いますので。生きづらさを感じている方が、何かしら理由や傾向がわかることによって上手に暮らしやすくなるとか、ご自身の適正を見つけやすくなる、そんなこともあるかもしれませんが、これは発見なり適切な診断なり、適切な支援によって気づかないと難しいという方々ではないかなと思います。それぞれ異なる取り組みが必要になっていきそうな気がいたします。

た。

では、この件は非常に重要な件ですので、継続して議論していきたいと思っておりますので、学校教育部、教育委員会も、子ども部も、松戸市全体としてぜひ検討を続けていただければと思います。ありがとうございました。

議事4 各種施策進捗状況の報告について

川越会長

では、先に進めさせていただきます。続きまして議事4、「各種施策進捗状況の報告について」事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

事務局になります。お配りしている資料のうち資料4-1と資料4-2のご用意をお願いいたします。

まず初めに、申し訳ございません、資料に3点修正がございますので、こちらのご案内から行わせてください。まず資料4-2こちらの5ページ、No.17「成年後見制度利用における費用の助成」。こちらにつきまして、令和5年度取り組み部分、網かけがかかっている部分ですが、障害福祉課の報酬助成件数が55件と示されておりますが、正しくは54件となります。

続いて同じページになりますが、No.20「日常生活自立支援事業」。こちらの令和4年度の取り組み部分でございますが、新相談件数が171件と示されておりますが、こちらは正しくは182件。相談件数が171件とされておりますが、正しくは182件。あわせてその下でございます「支援回数」の部分。こちら1,673回と示されておりますが、正しくは1,186回となります。

最後に、本日席上に配布しております、「事前質問票」。こちらの4ページの部分になりますが、こちらの4ページNo.5の、地域生活拠点の事前登録者にかかる部分でございますが、回答でございます令和5年度の緊急利用者数。こちらにつきましては20名とされておりますが、正しくは12名となります。

資料修正が多く、誠に申し訳ございませんが、各自ご確認のほどお願いできればと思います。なお、ホームページ等に公開する会議資料につきましては、修正後の内容でお示しすることを、この場で申し添えいたします。

それでは内容に入りますが、今回お配りしております資料につきましては、現計画の中で示しております「各種施策の達成状況」、「各種施策の取り組み状況」について、現在の途中経過をお示ししているものとなります。

お配りした資料のうち、資料4-1。こちらは指標値についてまとめたものになります。資料の4-2は、各種施策の取り組み状況についてまとめたものになります。

今回、新たにお示ししている部分といたしましては、「令和5年度取り組み」という

網かけがかかっている部分になりまして、こちら非常にボリュームの多い内容になりますので個別の説明は割愛をさせていただきますが、各委員より事前質問を多くいただいておりますので、個別事項につきましてはこちらでご説明をできるかと思ひます。事務局からは、以上です。

川越会長

ありがとうございます。それでは、各委員からいただいている多くの事前質問がござひます。時間の限りもありますけれども、特に大事と思われるものからピックアップしながら、議論を進めていきたいと思ひます。

では、川越から複数出させていただいておりますので、まず、3番目の質問で出させていただきました3歳児検診未受診者。これがその後、どのように把握を進めていくのかということ。それから後ろのほうで、10番。これが児童施設等巡回相談というものについて。そして11番は、臨床発達心理士の巡回相談。これらの事業は、いずれも近接した領域についての取り組みであつて、これをどのように、現状がどうなつてゐるのか。今後どのように、より発展させていく可能性があるだろうか。そんなことが議論できればと思ひます。

この3歳児検診の場合ですと、未受診者の方が数パーセントいらっしゃるという状況ですけれども、この方々をどのように把握を進めるのか。把握ができない方こそ心配な気もしますけれども、そのようなところ、現状どうなつておりますでしょうか。

事務局

事務局より回答いたします。こちらは、担当課である母子保健担当室にヒアリングいたしまして、内容確認をとつたものになります。

まず、未受診者ですけれども、保護者の方が仕事でお休みができなかつたりとか、あとは海外に在住されている方等であるとのこと。その他にも保護者の妊娠・出産と重なる等で、未受診に至つてゐる方がいらっしゃるご回答をいただいております。

実際には、こども家庭センターへ協議・通告しているということで資料にお示ししておりますが、必ず情報提供後、こども家庭センターにおきまして、それこそ海外に出国しているんじゃないかという出国状況の確認を行なつたり、訪問を夜間にずらしで行うなど、必ず全ての方について、どのような状況なのか確認するところまで行なつてゐるというところで、ご回答いただいているというところでございます。

以上です。

川越会長

ありがとうございます。必ず把握していただけてゐると安心なんですけれども、例

えばレセプトがあるから大丈夫と言えるのかというのは、ちょっと分からない気もしますので、一体どのようにして把握をするのか。

本当にその子がなぜ検診を受けないのかっていうのは、正当な理由って考えてもあまりないような気がしますので、海外だとできないかもしれませんが、そういうレアケースを除くと、一体なぜなのかなという気がしますので、ここはぜひ、こども家庭センターでウォッチしていただければと思います。

それから関連して「児童施設等巡回相談」、「臨床発達心理士の巡回相談」について、別紙での資料もいただいておりますけれども、もう少しご説明をいただけますでしょうか。

事務局

はい、健康福祉会館です。健康福祉会館で行なっております施設支援巡回相談につきましては、施設より依頼をいただきまして、施設職員に対して対象施設で感じておられる児童が集団生活の中でより生活しやすくなるような助言を、センターの心理士や理学療法士などの専門職が、依頼のあった施設を訪問して、療育に関する相談を受けるような事業になっております。

令和5年度の実績としましては、公立の保育所が17カ所、私立の保育所50カ所、幼稚園が13カ所、認定こども園6カ所、認可外保育施設が1カ所、障害児の通所支援事業所が2カ所となっており、施設数としては、89カ所。何回もいく施設もございますので、延べ299カ所という形で書かせていただきました。お子さんの人数としましては、実人数が421名。延べですと552名のお子さんを見させていただきました。

実際に訪問して、施設職員とともに児童の状況を見させていただいて、そのあとカンファレンス、助言等を行なって、おおむね90分から120分。約2時間程度の訪問時間の中でいろいろなご相談を受けて、それに対してアドバイスをするというような事業になっております。

川越会長

ありがとうございました。120分ほど時間をかけていらっしゃるということなんです。よく分かりました。そして、これはあくまでも、もともとの趣旨は、保育を担当する方、職員さんへのアドバイスが目的であるということなんです。対象の方というのは、その保育士さんが心配だと思った児童についてご相談するということによるのでしょうか。

事務局

はい、おおむねそのような形で行なっています。

もう一つ、今までは保育士さんが心配だと思った児童について保護者の同意を施設

で取っていただきまして、保育園や幼稚園等に行かせていただき、職員さんにアドバイスをしていたのですが、施設で保護者の同意をとるのが難しいというご意見をたくさんいただいておりまして、今年度からは保護者の同意をとらずに、また、このお子さんは、こういう状況でという事前情報ももらわずに訪問して、先生方の相談に乗るというような新たな形の対処をさせていただいております。

川越会長

ありがとうございます。それは、行った園の全園児さんを観察しながら、保育の担当の方に助言をするってということですか。ありがとうございます。

もう一点。臨床発達心理士の巡回相談というのが、どんなふうになっているかというのが、今ひとつこの内容をもう少し詳しく、事務局から教えていただけますでしょうか。

事務局

はい、事務局になります。こちらは保育課で行っている事業となりまして、資料の記載範囲でのお答えになってしまうのですが、様々な事情を抱える家庭や児童への支援に生かすことを目的に、ということで臨床発達心理士の巡回相談というのを行っております。公立保育園を対象といたしまして、巡回相談支援を行っているところで、回答をいただいているというところです。

詳細なお答えまで出ていないかもしれないですけど、事務局からは以上になります。

川越会長

はい。この巡回相談も資料に6時間24回という記載がありましたので、6時間滞在して助言するのかなというふうにお見受けはしますけれども。これも先ほどの健康福祉会館の事業と似たような形で、保育担当者への助言ということなんでしょうかね。つながった件数9件というお答えもあります。

いずれにしても、何らかの課題を抱えているお子さんが、非常に今、増えているというわけではないのかもしれませんが、注目されているようになっているということだと思いますので、そういう方をどうやって把握したり、適切な学びの場であったり、支援につなげていくことができるのかということは、大事なことかと思えますので、3点質問させていただいたところです。

これら、県の施策だったり、市の施策だったり、部が違ったりと、いろいろこれまでの事業経緯というものもあるかと思えますけれども、問題はより複雑になったり、発見しづらい状況もあるかもしれませんので、市を挙げてこれも検討していただきたいなと思います。

そして、国で5歳児検診というようなもので、発達の課題の有するお子さんを見つけて、適切な対応をしていきたいということも施策化されている状況になっているわけですが、全体につきまして子ども部の板花委員から、何か現状とといいますか、今後どんなふうにしていったらいいのかというのを。まだこれからだとは理解しませんが、考え方の方向性などをお示しいただけたらと思います。

板花委員

はい。子ども部のほうでは先ほど保育所の巡回のお話があり、今こういった事業を進めているところなんです、そのときに課題になるのが、保育者への助言を保護者の方とどう共有していくか。そういったところが、まだうまく進められないところなんです。結果としてつなげられた件数というのはございますが、このあたりをもう少し、よりうまく回るように検討していかなければいけないというのが、まず一つ課題だと思っています。

あと、やはり障害者という大きなくくりの中で、障害児の問題というのは子供の療育というところで、単純な障害者施策というところだけではなく、お子さんの育ちに大きく影響するということで、これも療育への着手が早ければ早いほど、お子さんが将来にわたって社会参加できる可能性というのも高まるということはわかっておりますので、先ほど、会長からお話があった5歳児検診も検討はしているところなんです、なるべく早期療育に着手できるということと、あとは療育の結果、ケアが必要となったお子さんに対しての施策というの、保護者の方の声を聴いていると、ちょっと困っている部分も多いというお話もありますので、そういった個々の対策についても、市全体で考えていきたいと思っております。以上でございます。

川越会長

ありがとうございます。今いただいた幾つかのお話の中でも、もともと、例えば児童施設等巡回相談というのが、保育担当の方への助言が趣旨だということではありますけれども、実際に5歳児検診の役割なども、これから固まっていくというか、やり方も固まっていく方向だとは思いますが、このようなところで、このこども発達センターをすでに利用していた方よりは、利用していない方の発見につながったり、より早期からの支援につながることができたなら、すごく意味が生まれるかなという気がします。

何を申し上げたいかという、例えばこの事業の例で言いますと、施設の保育の方が対象の方を選び出すわけでしょうけれども、その感度といいますか、どうやってどの子を相談にするのかという部分があったり、それから、我々医師会の例で言いますが、それぞれの園に園医という先生をご推薦させていただいておりますので。園医の先生も低頻度のかかわりにはなりますけれども、どの子が心配なのかというこ

とを、一緒にかかわる人たちみんなで考えていながら、早期の発見なり、適切な支援に結びつけるというものの、一個一個の策に、これもありうるのではないかと思います。ご助言はするわけなんですけれども、発見という機能も非常に大事になってくるのではないかなという気がいたします。

そして、この保育課の事業も、同じような機能を具備しうるのではないかと思います。そして、実際に学校就学という時期もやってくるわけですので、ずっとそこはつながっていくことだと思いますので、各部や課を超えて、取り組みを検討していただければと思います。今後とも、よろしく願いいたします。

では、先に進めさせていただきます。それでは7番のご質問なんですけれども、成年後見制度に関する数値を出していただきましたので、別紙資料にもまとめていただいておりますけれども、この点につきまして萩原副会長、何かコメントございましたらお聞かせください。

萩原副会長

萩原です。成年後見制度の、こちら主に助成の部分についてお話しますけれども。費用助成につきましては、件数も重要なんですけれども、助成の内容というところも結構重要でして、これは市区町村によって、結構バラバラの助成内容になっていたりするのですね。市によっては、市長申立てをしたものにしか助成を出さないですとか、あと生活保護を受けてないと助成が出ないとか。そういった要件があったりして、実際に利用する立場、支援する立場からすると、非常に使いづらかったりするのですけれども。

松戸市の場合には、比較的広い助成を認めていただいている、内容も充実している。先ほど申し上げたような市長申立てに限りませんし、生活保護を受給されてなくても、一定の資産がなければ助成をいただけるという内容になっていますので、比較的内容としては厚い内容になっているのかなというふうに思っております。

これも国のほうが音頭を取って、ある程度、内容については自立したものにしろというような内容になっているんですけれども、現状、松戸市は件数もそれなりにあると思いますし、高齢者と障害の分野に差が出るというところもあるんですけれども、それはどこも同じかなという気がして。内容は、松戸市は充実しているのかなというふうには感想を持っております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。もう少しだけ、1点教えてください。かなり市によって違いがあるんだ。松戸市は充実しているほうであるということが分かって安心しました。肌感覚で結構ですので教えていただきたいんですけれども、この件数というのが妥当な件数なのか、実は本当に氷山の一角を見ているに過ぎないということなのか。

高齢者と障害の違いは、なぜ、どこに由来するのか。

何かその辺の規模感が、もし分かりましたら聞かせてください。

萩原副会長

はい。件数は妥当なのかなという気はしています。というのも、大体その報酬助成を使うというところになってくると、親族の方が報酬を請求するという事案は、ごく少ないんですね。基本的には専門職が入って、弁護士とか、司法書士さん、社会福祉士さんとか、最近では法人ですとか、そういったところが後見人等を担当して、本人の資力が出ないときに、こういう助成制度を使おうという形で申し立てをします。

基本的に報酬がなくても、ボランティアでやるという専門家さんがいらっしゃる場合もあるんですけども、基本的には皆さん仕事でやっているのだから、報酬というところを制度として使えるのであれば使おう。そういう認識でやっていると思いますので、報酬を躊躇するということは、まずないのかなと思っております。

高齢者と障害者で差が出るというところは、どうしてもこの制度を障害分野で利用される方が少ないんですね。というのも、やっぱりこの制度に対する信頼感というところもあったりして。どちらかというところと障害の分野は、どうしてもまだ親御さんがしっかりしていらっしゃるうちは、親御さんがこういう制度によらずに自分たちでやっているといったところもあって、中々この制度の利用に踏み切れない。これは制度の運用の問題、課題のほうなのかもしれませんが、そういったものがあって。

どちらかというところ、身寄りがなくなってしまった高齢者の方ですとか、そういった方がこういう制度を利用することが多くて。そうなってくると、必然的に高齢者の分野の請求件数が大きくなるというところもあるのかなというふうには思っておりますので、件数から見えてくること自体は、そんなに問題はないのかなと。ほかの柏市とか、流山市とかを見たりするんですけども、ここには載ってないんですけども、そんなに悪い数字じゃないかなと、個人的には思っています。以上です。

川越会長

ありがとうございました。

では、次に進めさせていただきます。地域生活支援拠点の質問を複数出させていたんだんですけども、5番の質問に関連しまして、別紙でも緊急一時保護、これが今期の計画を立てるときのアンケート調査でも、親なきあとの支援への声がたくさん自由記載で挙がっていたというところで、ずっと気になっているところなんですけれども、この緊急一時保護利用の通知を出していただきまして、令和3年度、4年度、5年度と順調に増えてきているということは、非常にありがたいことだなというふうにお見受けしました。これについて、もう少しだけ追加でお聞かせいただきたいんですけども。

聞くところによりますと、事前登録を進めるというのが一番いい方法だと思いますけれども、事前登録なしで、利用する必要が発生して利用したという方もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、例えば利用された昨年度でいえば、12名利用されたという感じになっているわけですが、この登録あり・なしという状況がどうなのかなというのを、お聞かせいただければと思います。

それから、現在、知的の施設でこれを受けてくださっているというふうに聞いておりますけれども、その他の障害の方の受け入れというのは、能力といいますか、受け入れ余力といいますか、経験値といいますか、そういう意味で、できるのかどうかというところの簡単でないことは理解しておりますけれども。そういうことを整えていくために、数だけではなくて、もしかしたら箇所数をふやしたり、特性によって受け入れられるところを構えられたりしたほうがいいのか、そんなことの検討の基礎材料になるのかなと思ったりします。

中には、医療的ケアが必要な方というのは、より特段に難しい方ということになると思いますので、これは一番後回しというか、難しいことだともわかりますけれども、一体どのように実態を把握し、検討や目標を定めていくといいのかなと思います。

事務局から追加の情報をお願いいたします。

事務局

はい。事務局より回答いたします。令和5年度に緊急利用された12名の方のうち、4名の方が事前登録されておりました。そのため、残りの8名の方は、事前登録なしでの緊急利用ということになっております。事前登録なしでの緊急利用となりますと、受け入れ側の施設の負担もふえることから、今後も事前登録の必要性を継続的に周知しながら、また周知方法につきましても検討しながら、事前登録の必要性を発信していきたいと考えております。

また、受け入れ施設の拡大につきましても、すぐに受け入れを開始してくれる事業所さんを見つけるのは中々難しいことですが、受け入れ施設が増えることによって、利用者も増えていくと考えておりますので、こちらにつきましては多種多様な施設が受け入れてくださるよう、ご協力を求めていますと考えております。以上でございます。

川越会長

ありがとうございます。この部分につきましては、委員の皆様方にも知見をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますが、何かご発言ありましたらぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事業を受けてくださっているのは、松里福祉会さんのほうでしたか。荒井委員、いかがでしょうか。

荒井委員

松里福祉会の荒井です。そうですね、現場の声として前回は申し上げたかもしれないですが、事前登録をされていない方の利用のときに、服薬の件であったりだとか、あとはやはり緊急でいらして、例えば支援者の方が急病されてとかという利用になってしまうと、引き継ぎの部分というのがすごく現場としては難しいと。

例えば、その方にとって大切なものとか、キーになる、例えばタオルであったり、ぬいぐるみ的なものであったり、それはあとで聞いたことなんですけれども、そういうものがあるとすごく落ち着けていたものが、中々そういうものもなく、すごく不安な日々を過ごさせてしまったというようなことがあるので。

先ほどもおっしゃっていましたが、事前登録の必要性で。そのアセスメントをしっかり取ってということが、すごく大事になってくるのかなというところはあります。

あとは、グループホームで生活されている方もいる中に緊急で入られる方となると、その方の相性であったりだとか、あとは知的、精神、いろいろな分野があるかなと思うんですけれども。精神の方を受け入れるとなってしまうと、例えば声や音の難しさであったりだとか、いろいろな障害の状況によって受け入れるというところでの幅というのが変わってしまうところはあるのかなというふうには思いますので。やはり、いろいろな事業所があれば受け入れる側もそうですし、利用する方も安心して過ごせるのかなというふうには、現場の話から聞く感じでは、思うところではあります。

以上です。

川越会長

ありがとうございます。現場にかなりの負担がかかるような事業であることは、間違いないと思います。例えば今、精神の例をお話いただきましたけれども、身体障害の場合でも介護のノウハウというのが大分違うと思いますので。やはりそれぞれを皆さんが体得していただくのか、それぞれ類型ごとにこういうところを整えるべきなのか、二手に分かれるのかなと思いますので、実現可能性や内容がいいほうを目指して、議論・検討を進めていくことになるのかなと、伺っていて思いました。

それから高齢者の場合ですと、例えば感染症のチェックなどをあらかじめ済ませるというのが、高齢者が緊急一時保護を利用する前提条件として、手順を踏まなければいけないというルールになっておりますけれども、障害者の場合はどんなふうになっているんでしょうか。

荒井委員

はい。今は5類に変わってからということで、かなり緩くなったのかなとは思いますが、緊急的なものに関しては、その場で熱を計ったりだとか、その程度で

しか恐らくできることはない。ただ、キットみたいなものがあるって、例えば熱があったりだとか、そういった場合には、すぐその場で調べるといような体制はとっているというのは聞いたことがあるんですが。現時点で受け入れる、受け入れないというところを高齢者みたいに細かくやっているという所は、事業所の中ではない、できてはいないのかなというところではあります。以上です。

川越会長

たまたま知り得たこととしまして、7月に宮崎県の医療的ケア児を受け入れる施設を見学させていただく機会があったんですけども、ちょうど行ったその日にお身内の方が、コロナを発症した方の濃厚接触者としての隔離・緊急一時保護、そんなことをやってくださっていたという、その日を見る機会がありました。もともと難易度が高い種類の対応ということになるかと思えますけれども、いきなりそれをやれという話ではなくて、そんなことまで現実には世の中では必要になるかもしれないわけですので、一体どこでどんなふうにサポートするのがよかろうか。そのためにといて、整えていくのがよかろうかということになりそうだというふうに思いました。ありがとうございます。

では、先に進めさせていただきます。13番目のご質問で、非常用電源の購入補助を出させていただきました。それから、14番目の質問では、喀痰吸引の研修補助金の利用実績について出させていただきました。このあたりにつきまして、ぜひ委員の皆様方からもご意見をお聞かせいただければと思うんですけども。

一個一個、大事な施策をやっていると思うんですけども、これを実行たらしめるためには、実際に人工呼吸器を使っているのかもしれないけども、たしか5年前の調査で、80名の人工呼吸器装着者という把握をしたと聞いた気がしますので、今のところ補助ができた方というのは、半分程度ということになるのかなと思えますけれども、残りの方々は一体どうしているのかなということであったり。喀痰吸引研修補助を受けた方というのが、だんだん出てきていらっしゃるのありがたいことなんですけれども、この方々が実際に、松戸市で長く働きたいと思えるようなことを、併せて考えていく必要があるのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

事務局

事務局より、回答させていただきます。松戸市の非常用電源購入補助につきましては、令和4年度から実施しており、令和4年度の助成件数が41名で、そのうち、18歳以下が26人。令和5年度は17名で、18歳以下が9名。令和6年度につきましては9月末時点で1名の方からの申請があつて、この方は18歳以下ということを経済医療政策課より報告をうけております。

今、川越会長がおっしゃられた医療的ケア児の実態調査で把握した約80名の方は、

全員が人工呼吸器をつけておられる方ではなく、医療的ケアを必要とされるお子様という形で、80名把握しております。

こちらで把握している80名のうち何名この助成制度を使ったかは、まだ調査はしていません。本年度実施しております医療的ケア児実態調査の調査項目に、「非常用電源を保有しているか」、「この補助金の制度を知っていますか」という設問を設けさせていただいておりますので、その調査票を見て、「まだ利用していない」や「制度を知らないよ」という方には、後日周知のチラシ等をお送りするという形をとりたいと思っております。

あと、喀痰吸引研修等補助金は、平成31年度から実施しております、途中コロナの関係で実習の受け入れ先がないということで、令和3年度、4年度に関しては申請の方がいらっしゃらなかった。今までに補助制度を利用された方の、その後の就職状況については、把握できておりません。今後、事業所アンケート調査を進めていくことになっておりますので、そちらの中で設問等を設けて、状況把握できるような形をとりたいと思います。以上です。

川越会長

ありがとうございました。よく分かりました。委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたら承りますが、いかがでしょうか。

では、先に進めさせていただきます。ちょっと飛ばしてしまったんですけども、日常生活自立支援事業について8番でご質問させていただいて、資料もいただいておりますが、これをどのように伸ばしていけるのかということであったり、それから松戸市として新しい事業を開始されたと伺いましたので、それについても説明を追加をお願いいたします。

小川委員

社会福祉協議会の小川でございます。本日配布した資料に基づきますが、四角で囲ってある3番の表をご覧いただきたいと思っております。令和6年9月末で記載しておりますが、その下の当該年度末契約者数も、同じく6年の9月で数字は記載しております。新規契約件数と未契約者数のところなんですけれども、実際の相談件数から申しますと、これは記載がないので、この6年の9月末現在ですと、全部で141件の契約を持っていて、相談件数にするとかなりの相談件数とか支援件数が入っております。

そのうち、他市4点とお示しております当該年度末契約件数でございますが、このうち約70%の54件が、生活保護受給の方々となっております。今、待機者数が29件あるんですが、そのうち45%の13件が、生活保護の方が対象になっております。こういう状況の中で、対象者に生保の方が多という形になっております。

どういう事業の流れでやるかというところで、(2)のほうに書かれておりますが、

具体的内容に関しては、(1)でお示しをさせていただいております。最高4カ月から、使用開始までにここには6カ月かかる場合もあると書いてございますが、6カ月は本当にまれでございまして、平均にすれば4カ月程度になります。4カ月の期間の中に、県のほうの審査会で約1か月。県のほうの審査会議は、翌月に回されることは今まで1件もございまして、来月申請すれば、来月に決定するというふうになっております。これも含めまして4カ月。長いときでは、まれではございますが6カ月かかるというふうな形になっております。

どうしてそのように、何カ月もかかるかというのを、川越会長からもご指摘をいただいておりますが、これに関しては、やはり最終的には業務の多様化・多様化、それとやはり専門相談員の人員不足かなということをおもっております。

この表の中にお示した、(3)の中で他市との状況ということで記載しておりますが、松戸市の専門相談員は非常勤を含めまして、今4名で対応しております。千葉市は7名、船橋市は5名、市川市は3名、柏市が4名と、こんな状況でやっていますことを私どもは把握しております。やはり人数、専門のラインが増えるということは、それだけ業務を任せられるということになっておりますので、この人数的な要因も非常に多いのではないかとおもっております。

いずれにしても、関係機関との連携をより深めまして、今後も継続的な支援に当たっていきたくおもっております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。市の新しい事業についてもお願いします。

事務局

はい、事務局になります。会長からご質問があったのは、今年の10月から生活支援課で実施しております、被保護世帯金銭管理支援事業というものかと思っております。こちらは生活保護世帯を対象といたしまして、財産の管理、金銭管理を目的とした国庫補助事業となっております。類似した制度として、社会福祉協議会が実施しております日常生活自立支援事業のお話もございましたが、既存の制度と異なる点といたしまして、金銭管理方法の教育的な支援、こういったものも支援内容に含まれている事業となっております。併せて浪費傾向があるものも、診断書のようなものがなくても受け入れ可能ということで、今年度から実施している事業ということでございます。

事務局からは、以上です。

松本部長

福祉長寿部の部内の話ですので、少し補足させていただきます。

生活支援課が補正予算をとって始めたのが、金銭管理支援なんですけれども、金銭

管理支援の中でも生活保護者に関しては、中々難しいところがあるんです。保護からの脱却、自立支援を目的としたというところが一番の念頭になりますので。

先ほどちょっと事務局から説明がありましたけれども、保護支給をもらっていますけれども、お金の管理がずさんでと。そういうことによって、中々生活が成り立たない、仕事がうまくいかない、自立に向けた準備ができないという方を支援していると。

そういった点で、少し日常生活管理支援と差がある。そういう意味だと、全員が全員というわけではないんですけれども、例えば認知症等があって、支援をしても自立に向けたというのが中々難しい方というのは、この金銭管理の方と少し対象の優先度というのは下がってくるかなというところがございます。

ここで、ちょっと説明しますと、昔は生活保護の関係ですと、いわゆるケースワーカーの方がお金を管理、行動等を管理して、そういった浪費がないように渡していたというのがあったのですが、ちょっとそこでもよろしくない事案というのが全国的に生じたこともあって、今はそれが基本的にできないという中で、こういったものをどうしていくかというのは、国全体で問題になっております。そういう中でこの事業というのが、国から新しく補助事業という形で、試行的ですけれども出てきましたので、ちょっとやっているというところがございます。

日常生活管理支援は、小川委員からもご説明がありましたとおり、待機者のほうがかなり多くてですね、そこに対して人を増やしていくということも踏まえて、対応はしているところなんですけれども、中々生活保護、そこを含めて待機者をやりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういう前提として両事業の本部も置かれています。つくっていきながら、より適正に生保支援につなげていければ良いなと考えている次第でございます。以上です。

川越会長

ありがとうございます。よく分かりました。

そうしますと、先ほど小川委員からお話いただいたように、待機者 29 名のうち 4 割くらいが生活保護受給者だということですし、大きく分けると新しい市の事業は、自立支援を目指すような方向の方、生活保護対象の受給者の方でということになります。それ以外の、どちらかというとも未来に成年後見に移行しなければいけないかもしれない方も含めて、重めの方を従来の事業でやっていただくのが妥当な分担ということでしょうか。

松本部長

柔軟にやるところは現実的だと思いますけれど、大きな考え方としてはそうになっていくかなと。

川越会長

ありがとうございました。

だんだん時間が押してきておりますけれども、その他、事前にいただいたご質問を含めまして議論が、追加的な議論が必要なことがありましたらお聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

議事5 今後の協議会における重点項目の検討について

川越課長

では、先に進めさせていただきます。最後の議事になります。議事5、「今後の協議会における重点項目の検討について」。議論に入る前に、今回新たな議事として取り上げた主旨等について、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局

事務局になります。それでは本日、当日資料として追加配布しております、重点項目意見提案リストと記載されている資料をご用意ください。

こちらにつきましては各委員に、次期計画策定に向けて重点的に議論すべき事項として、事前に意見募集したものを一覧としてまとめたものになります。議事1の際に、今後のスケジュールについて案内したとおり、次年度の会議におきましてアンケート調査と並行する形で、重点項目・継続審議事項についても議論を深めることができると考えておきまして、議論の項目出しといたしまして、委員の皆様にご協力いただいたものとなります。

すべての項目を次年度に取り上げていくことは、難しい部分もあるかと思いますが、委員の皆様にご本日意見を交わしていただき、次年度の議論につなげていければと考えております。事務局からは、以上です。

川越会長

はい。ありがとうございます。それでは、事前にいただきました重点項目の検討内容候補として六つ集まっておりますけれども、これらをまずご覧いただきまして。冒頭にも申し上げましたが、来年度以降の、これから先3回の会議体で議論をしていって、もう骨子案ができるというスケジュール感になりますので、次回以降、ここに挙げられている項目だけという意味ではないですけれども、より大事なものに時間を割くということにはなるかと思っておりますので。

継続して取り上げるべきものはどれかとか、より大事なものはどれかとか、これ以外にもあるとか、そんなことをお聞かせいただきましたら、次回以降どのようにこれを取り扱っていくのか。まあ、毎回同じというか、これの1個1個の進捗がどうなっているのかという議論をするのも、非常に意味があるとは思いますが、時間

の限りもあると思いますので、毎回舐めるように取り上げられるかどうかは分かりませんが、大事なことには時間を割く必要があるとも思います。ご意見を聞かせていただければと思います。

では佐塚委員、お願いします。

佐塚委員

先ほどから、回数が年間何回という。

川越会長

今のところ、今年1年目が1回。来年が2回。3年目が3回というふうに、今までの慣例としてはなっているようです。

佐塚委員

その回数の中で、結構今日もすごい押せ押せで、いろいろ話し合いをしているかと思うんですけども、もう少し回数を増やすとか。出席するのは、私もすごい大変なんですけれども、すごく大事なことで。障害というのは、生まれてから亡くなるまですごく大きな幅を持っていて、大変な点。でも、もう少し回数があるんじゃないかなと私は思うんですけど。

そのあたりは、そんなに幅広くやるのであれば、やっぱりもっと回数を、あと1、2回増やすとかしたらどうなのかなというのはいと思います。以上です。

川越会長

ありがとうございます。介護保険の場合で言いますと、もともと会議体が二つあって、計画策定の会議体と、進捗を見る会議体があって、進捗を見る会議体は年に4回、毎年やっているという現状があるわけです。今年度、形が変わりましたが同じ機能を、1個の会議体が二つの会議体の機能を具備するということに変更になったという経緯があります。いかがでしょうか、事務局。

事務局

ご質問ありがとうございます。

確かに、きょうも時間が押せ押せになってしまっているんですけども、障害分野としては、いろいろな皆さんからのご意見を聞きたい部分がございますので、今後検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

佐塚委員

ありがとうございます。

川越会長

ありがとうございます。実は今日のこの会議の事前打ち合わせの席上で、個人的な意見として要望させていただいたのは、今期1回、計画1年目で1回という慣例で今回の準備をして、事前に2度、事務局と打ち合わせをさせていただいて、今日に臨んでおりますけれども。そもそも、やっぱりこの1年目が1回ってというのが、ちょっと無理があったかなという気はします。まあ、今年度が2回あれば、今日の議論はある程度分けてやることができたかもしれないとは思いますが、それは3年後ということになりますけれども、回数を増やすことを検討していただきたいというお話をしたことがございましたので、今の佐塚委員のご意見も含めまして、事務局でご検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。今日の議論でも、この1番、2番に相当するようなことが何回も出てきたかと思っておりますので、今日も議論はさせていただいたということにはなりますし、1回議論したから終わるということではなくて、先ほど志田委員にご報告いただいたように、こうやってまた次回以降も、取り上げるべきものは何度でも取り上げるほうがいいのだろうと思っております。それだけこの障害分野が、非常に広い、難しい内容を取り扱っている会議であるというというのは、間違いないと思っております。

この石原委員からいただいている5番目の意見、内容につきましては、4番目で川越から出させていただいている内容と関連することかなと思っておりますので、重度の方、親亡きあとも含めて、どのように支援していくのかということを含めて包括的に考える。そんなことでよろしいでしょうか。

石原委員

はい。今回、この件なんですけれども、グループホーム建設というのは、やはり重度の障害者に対しては、かなり多くの費用がかかるということが分かってきております。物価の高騰であったり、いろいろな賃金高騰というものがありまして、ここ数年間でグッと建設費用が上がってしまったというような現状がありまして、松の実会としても、ちょっとそこで中々決まで踏み切れないというような状況が起こっております。

やっぱり、会長の意見もありましたけれども、重度の障害の方の親亡きあと、これは切実な問題だと思っておりますので、ぜひとも施策のほうに取り入れていただきたいというふうに、切に願っております。以上になります。

川越会長

ありがとうございます。大事な課題であることは間違いないと思うんですけれども、一方で、報道でも様々賑わせている障害者グループホーム恵というところで、大きな

問題が発生したということが露呈したわけです。民間の事業者は、ある意味、数は増えているということも聞いております。数が増えれば良いということも、非常に心配しなければいけないことなんだと思います。一体どんなふうにしたら、よりよい事業者がサポートしていただけるのかということ、官・民で考えていかないといけないということなんだろうと思います。

榎本委員からもご意見をいただいておりますが、何か追加のご発言ございますでしょうか。

榎本委員

そうですね。中々そんなに重点項目として挙げた思いはなかったのですが、単純にうちの場合は、日中活動をしているだけなんですけれども、お医者さんに相談しづらいという意見がどうしてもあるんですね、利用者さんの保護者の方から。

そんなときに相談支援の方とかに伺うと、流山の病院を紹介されたりとか、ちょっと距離的な問題もあって行けないという方もいるので。総合医療センターの立派な建物ができたので、そこでやっていただくのが一番いいのかなっていう、素朴な感じでも出ただけなんですけれども。

いろいろ医師会の方だとか、予算的なことだとか、そもそも人材的に難しい分野だとも思いますし。かつ精神科っていうのは、あんまりコスパがよくないということも聞きますので、そういう難しさもあればなおさらのこと行政的な、法的な力とか、そういうのが必要な分野なのかなというのが頭の中で。過去の経緯とかは知らないのですが、その辺もちょっと改めて話をしてみたらいいのかなと思って、挙げさせていただきました。

川越会長

ありがとうございました。ご趣旨が何となくわかりました。

自分が医師会の立場で知っていることとして、少しコメントさせていただきます。

確かに市立の病院、大きなセンター病院があるということは、松戸市にとってありがたいことではあるわけです。しかし、ここはセンター病院ですので、例えば三次救急ですとか、小児医療ですとか、周産期医療ですとか、非常にどこでもできない東葛北部二次保健医療圏全体のセンター病院の機能になっているという病院です。ですので、救急もたくさん受けなくてははいけない。難しい救急を受けなければいけないということであつたりします。がん拠点病院でも、災害拠点病院でもあるというところですよ。

ですので、精神科の先生が、今年度、常勤の先生が赴任されたということを知っておりますので、1歩前進なんです。今まで、あまり標榜も明確にできないような状況があつたんですけれども。そうは言っても入院している患者さんや救急受診される方

に対して、必要な精神科対応をやっつけていらっしやった。そこが評価されたというところではあるんですけども、何もかも市立病院だからそこにやっってもらうというとなんか難しくなるかもしれませんので、公的医療機関と民間医療機関、一次医療機関との役割分担の文脈の中で考えたり、整理していく必要があるのかなということだと思いました。

ですので、読みかえますと、知的な障害をお持ちの方の受診が簡単でない課題があるという、そう読みかえることがもちろんできるかと思っておりますので、総合医療センター1択ではなくて、継続して議論すべき内容だと承りました。

では、このような項目も念頭に置きながら、次回、次年度以降も検討を重ねていきたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、今回もそうですけれども、資料について事前質問を募集させていただいて、お出しいただいた委員の方もいらっしやいますので、大変ありがたいです。それに基づいて具体的な準備をしたり、議論を進めていくのが1歩1歩かと思っております。

もう少し広げて言いますと、資料にないことを質問しちゃいけないというわけでもないような気がしますので、やはり心配なことは心配なのですから、それについて現状把握したいとか、事実に基づいて次にどうしたらいいのかということ、ここで話し合うんだということであり、それが1回で済まないものは、また次回話し合うんだと、そんなふうな会議体が有効活用されていくことについて、ぜひ委員としてご参画いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、継続してこれは取り上げさせていただきます。次回以降もこのような重点項目、意見というのは大歓迎ですので、毎回必要であれば出していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 その他

川越会長

では、本日の議題は以上となります。最後、その他に移ります。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

はい。無いようでしたら、本日の議事は以上となります。進行にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。事務局に進行をお戻しします。ありがとうございました。

5 閉会

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、連絡事項になります。本日の駐車場利用についてですが、市役所の駐車場をご利用の方は、駐車券の処理をいたしますので、お帰りの際に事務局までお申しつ

けください。

以上を持ちまして、令和6年度第1回松戸市障害者計画推進協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。